

令和6年度治山・林道事業積算基準等分析調査（施工パッケージ調査解析業務及び積算支援業務）事業仕様書

1 事業名

令和6年度治山・林道事業積算基準等分析調査（施工パッケージ調査解析業務及び積算支援業務）事業

2 目的

森林整備保全事業の工事の予定価格を算出する方法については、受発注者双方の積算労力の軽減や積算の効率化等を図るため、従来の積み上げ積算方式に代わる施工パッケージ型積算方式の試行実施を平成28年10月に開始したところであり、他省庁が適用している施工パッケージ単価について調査・分析を行い、森林整備保全事業の積算への導入可否について検討を行うとともに、森林管理局及び都道府県の森林整備保全事業担当者が、適正に予定価格を積算するために必要となる要領等を整備することを目的とする。

3 業務の履行期間

契約締結の日から令和7年3月7日（金）まで

4 業務内容

- (1) 国土交通省が令和6年度に適用した施工パッケージについて資料の収集・整理、分析を行った上で、治山工事及び林道工事の積算への導入の可否について検討し、適用可能と判断したものを対象として施工パッケージ型積算方式試行実施要領改正案を作成する。また、既設定工種についても上記と同様の資料整理や積算実務における適用の実態把握及び分析を行い、今後の適用の可否を検討する。
- (2) 森林管理局及び都道府県の森林整備保全事業担当者から工事の積算に関する質問等を電子メールにて受け付ける。質問等に対しては、過去の回答との整合性を確認しつつ、必要に応じて関係機関に照会し、回答する。また、今後の質問に対応するため、データベース化を行い、質疑応答集を作成する。なお、質問の受付・回答期限は令和7年2月28日とする。
- (3) 発注者が適切な積算等を行うことができるよう、過年度までに作成した積算に関する質問等のデータベースから発注者が積算時に陥りやすい誤り等を整理・抽出し、適切な積算方法等をまとめた事例集を作成する。特に土工の取扱いが煩雑となっていることから、積算する工種・作業に対応した適用歩掛等などを実際の積算事例を踏まえてわかりやすく整理する。
- (4) 適正な工期設定による働き方改革への対応を図るため、森林整備保全事業標準歩掛において、日当たり標準作業量が未設定の工種について、日当たり標準作業量を作成する。また、既設定工種についても歩掛改正等による相違が生じていないかを確認する。
- (5) 令和6年4月より適用となる建設工事における労働時間の上限規制を踏まえた工期の実態を調査し、準備期間及び後片付け期間（森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い（以下、細部取扱いという。）9適切な工期の設定について 表9-1）及び直接工事費の区分ごとの工期（同 表9-2、表9-3）を整理する。なお、表9-2、表9-3は準備期間、後片付け期間及び不稼働日を含まないものとする。併せて、調査結果を踏まえた、細部取扱いの改正案を作成する。
- (6) (2)を除き、令和6年10月31日までに中間報告を行う。

5 成果物

成果物として4の業務内容について取りまとめた調査報告書（調査結果概要を含む）10部、電子記録媒体2部を次の場所に納品すること。

なお、電子記録媒体（CD-R又はDVD-R）は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して提出すること。

場所：林野庁森林整備部計画課施工企画調整室施工技術班積算基準係
（別館7階 ドアNo.別712）

6 打合せ

受託者は、業務の実施に当たって、発注者と十分協議の上で実施するものとする。

打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

- (1) 業務着手段階
- (2) 業務中間段階（3回）
- (3) 報告書とりまとめ段階

7 前年度の調査報告書の閲覧貸与

入札希望者から申し出があれば、前年度以前の調査報告書（写）を閲覧貸与できるものとする。なお、閲覧貸与期間は、入札書、提案書等の提出期限までとする。

8 その他

- (1) 受託者は、定期的に業務の遂行状況、経費の執行状況等を報告するほか、林野庁担当者の求めに応じて報告を行い、適切な委託費の執行に努める。
- (2) 事業の目的を達成するために、林野庁担当者は、業務状況、進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (3) 本事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、林野庁担当者と受託者が協議を行うものとする。
- (4) 受託者は、本事業により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約期間終了後においても外部に漏らしてはならない。
- (5) 本業務における人件費の算定に当っては、別添の「委託事業における人件費の算出等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は、受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受託者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認する。
- (6) 受託者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。